

小日本脩身書

高等科
生徒用

卷八

K120.1
61.4
8

K120.1

61.4

8

稻垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷八

稻垣千穎編述

聖諭小解 二

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、

人の學業を習得シテ智德を養ふは、獨其の身
を善くするのみ小あらず、廣く世を善くせん
がためなり、故小智能残敵發し、德器を成就し
云々小次ぎて、公益を廣め、世務を開きと宣へ
るなり、蓋、公益を廣むとい、公衆残善くもづき

稻垣千穎編述
高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷八

聖諭小解 二

稻垣千穎編述



進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、

人の學業を習得して智德を養ふは、獨其の身
を善くするのみあらず、廣く世を善くせん
がためなり、故小智能發展し、德器を成就し
云々小次ぎて、公益を廣め、世務を開きと宣へ
るなり、蓋、公益を廣むといへ、公衆或善くそづき

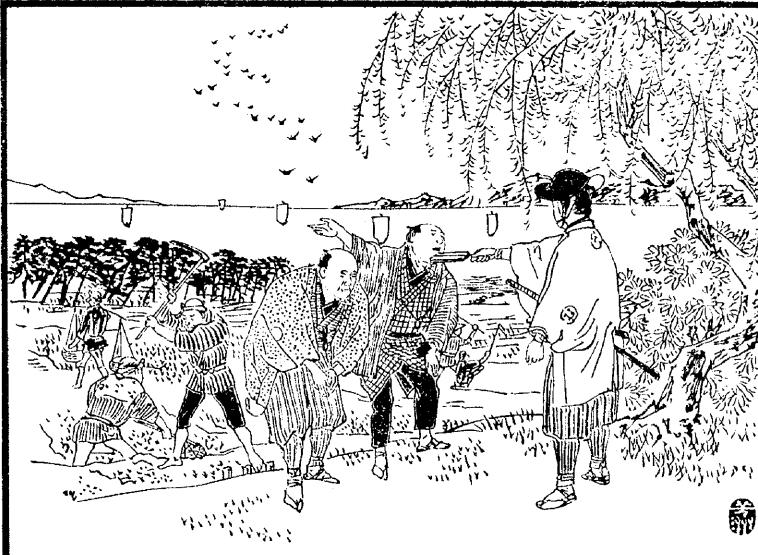
事業城たこして、廣く其の利を諸人ふおよぼ
をといひ、世務を開くとハ、世のためとあるべ
き業務を開く城いふ、學校を興し、病院を設け、
土地をひらき、運漕を便ふとするふどより、一器
一物の發明改良ふいたるまで、かりそめよも
世を善くすべき事業も、みふ公益を廣め世務
を開くをり、

人もし其の身は安樂幸福のみをもとめて、天
下公衆の利益をそからざるときは、世の開明
を、いつまでも進まざるべし、世の開明ハ、智德
くもること城つとめずばあるべからば、

川村瑞賢

成就の人々は、世を善くせんぐ爲ふ、さまざま
の事業を開き、廣むるによりて進むのをり、
人も、智徳を成就して、我の身を善くし世を善
くもること城つとめずばあるべからば、

川村瑞賢ハ、江戸の人なり、少き時貧困自ら支
へざりしが、天性機敏小して、よく業を務めけ
れど、巨萬の家資を積むにいたきり、當時、奥羽
より江戸に通ずる海路も、暗礁多くして、危険
すりけきべ、幕府、瑞賢を擧げて、運漕のことと



掌ら一め、命じて陸奥
信夫郡の官米残江戸
小廻送せしむ、瑞賢乃
ち其の航路を改め、沿
路諸港小役場を設け、
伊勢尾張紀伊等の商
船を募りて公用に充
て、期約を定めて運漕
せしめけきば、頗費用
を省きて、大ふ早達の

功を奏せり、尋で、同じ方法ふよりて、北海の運
漕をも改良したりき、其の後、大阪小到り、九條
島より海小達する新河を開き、是より順を追
ひて、畿内の諸川を治め、堤防を改め、水底を浚
へ、以て舟楫の便を進め、水害の憂を省きけ
れど、畿内の民、永く其の利を享けたり、たゞそ
瑞賢の事業を成し、自ら其の地を跋渉し、辛
苦經營して、一意ふ公益をなさんとしけど、
方策誤少くして、成功甚速ありき、幕府其の功
を賞して、世禄百五十俵を給へり、

名取彦兵衛

甲斐國甲府山田町に、名取彦兵衛といふ者あり、初へ紙を商ふを以て業とせしが、後、熟々思へらく、我ガ國も、蠶絲を以て產物の第一とせり、然るに製法精しからば、數多の人力を費し、かづら、粗惡の品種のみ多く、之ゲ爲に國產の聲價を墜し、損失哉招く事比多きハ、實に歎息の至すりと、是より從前の商業を廢して、製絲此一途小心を用ひ、器械の構造ふ思を凝し、始めて一の器械を發明しけど、之を試験をる

に、つまざ精良あらざりけきば、益思慮を凝し、再三再四之を改造しけれども、なほ心ふ適らず、之ゲ爲小產を破り家を傾けんとをると、隣保の人、或そ痴漢とよび、或そ狂夫と嘲りて、嗤笑せぬ者ふく、其の家族もまた、家産を失ふ哉憂へて、屢舊業に復せんこと哉勸むきども、彦兵衛少しも用ひず、自若として巧思を費しけれど、終小雇人ハ暇を乞ひ、親戚を交哉絶つに至きり、さて、明治四年小至りて、初めて蒸發氣を以て製絲を乾すこと哉發明しけるが、之よ

り製絲最精良ふへて、其の代價もまた一層茂
進め、翌五年、更に針銅を器械小加へて之を試
るに、空氣よく流動して濕氣を拂ひ、絲質柔軟
ふへて、梓に移へて乾し易く、直に提絲とをする
に、少しも支障なく、小梓小繰り移す煩を省き、
絲質も一層精良に至れり、さて之を貿易場に
輸出せしに、外商稱贊し、争ひて之を買取り、價
前日ふ倍せり、明治六年に至り、彦兵衛まと、煮
絲を清水よ洗ひて、梓ふ移す法を工夫せしよ
り、製絲更に光澤を増し、精巧善美を極めたり

といへり、彦兵衛の如きは、よく身に益し、衆に
益し、國ふ益したる者と謂ふべし。

常ニ國憲ヲ重ジ、國法ニ遵ヒ。

國憲とハ、一國の組織をさだむる大典をいふ、
我グ天皇陛下の、明治二十二年二月十一日
を以て、欽定發布したまひたる憲法也、ことに
著しき國憲なり、此の憲法も、國家の最大なる
規則ふへて、臣民たるものハ、子子孫孫づゝし
み遵奉をべき義務を負ふべしなり、國法とは、

諸種の法律規則をいふ、此等みな、正をまもり邪をふせぎ、善伏あらそし、惡をしりぞくるものふきば、つゝしみてよく遵奉すべきなり、國家、もし國憲國法あるりせど、國民の不幸へいゝうぞかりならん、強者ほしいまゝに弱者誠壓制し、惡人しきりに善人を苦ましむ、故に、我等、己の生命財産を安寧ふ保つことを得るゝ、皆、これ國憲國法のたまゝのあり、臣民たるもの、いゝでこれを遵奉せざるべき、

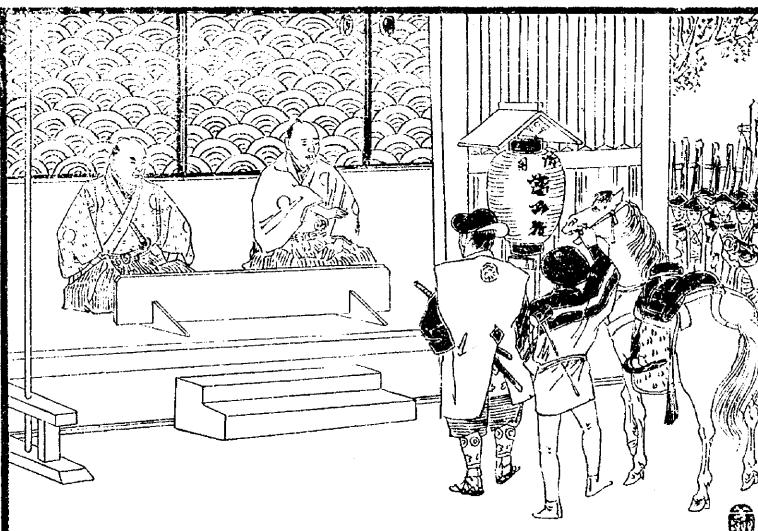
徳川光圀卿

徳川光圀卿、水戸の西山ふ閑居しける頃、常に伺候せし農夫ありけり、或る時、卿の許可を得て、操人形の雜戯を興行しけるに、郡奉行あたかも此の所ふ巡視し来て、此の興行を、役所の許可を経たるよりはあらず、私ふ人を聚むること法ふたゞへりとて、即時に其の興行を止めけり、農夫大ふ驚きて、直に西山ふいたり、卿に謁して、曩日公の許可を得て、操人形を興行せしに、郡奉行來りて、違法ありとて、即時にこれを止め侍り、と申しけきと、卿、容を正して、郡

奉行の興行をこし止めしハ、汝のためふ甚心
苦しきことあきども、法ふたびふことをされ、
せんをべし、早く役所に出で、辨解をべし、
我グ許可せしことみても、役所の允許あきこ
とは、必モべらざるよりのすり、これ即ち國法
なり、と諭されけり、卿モ、水戸藩主ふして、此の
役所ハ、水戸藩ふて掌る郡役所なり、然きども、
卿モ、役所の許可あきこといもべらばとい
へり、此を見てモ、國法の重んずべきことを知
るべし、

羽太正養

文化年中、蝦夷の擇捉嶋小騒動ありき、幕府乃
ち目付役羽太正養を蝦夷奉行として、急ふ彼
の地ふ赴るゝむ、正養命を受けて、取るものも
取りあへず、弓矢大砲ふど戎攜へ出發して、栗
橋の關所ふさしかりけり、當時の國法ハ、通
行券を所持せざる者モ、關所を通過をること
哉得ず、況や、弓矢大砲のごとき戎器を攜へた
る者ハ、通行券ふくてハ、ハリで通過し得らる
べき、然るに正養モ、事急ふりて、此の券を所持



をることを忘なければ
も、關吏ふ遮止めらき
て、過ぐること能ばば、
されども、急變前ふ在
りて、一時一刻を空く
くしがとけきば、其の
理由を關吏ふ談じて、
通過せんとせしに、關
吏堅く執りて許さず、
さらば江戸ふ歸りて、

通行券を取來らんほどふ、大砲をあづけ置ら
んといふに、これ又國法の禁ぞる所なりとて、
聞入きず、正養關吏の國法を重んぞるふ感じ、
大砲を携へて江戸ふ歸り、通行券を取りて、ふ
たゞび蝦夷へ赴きけり。

一旦緩急アレバ、義勇公ニ奉ジ。

一旦緩急あれどとは、もく我ガ國ふ事變起る
事あらんふことあり、さきべ、此の項も、そく我
が國に急變起りなし、義を守り勇を奮ひて、國

家のために力を盡そべーとの聖旨あるべく、
我の國を古來忠義を尚びて、武勇ふそげむ風
俗なり、故に君の御爲國の爲としてへど、國
民皆身命を盡して勉め勵み、敢ていさゝかも
逡巡せず、これ世界萬國の、常に賞揚をるとこ
ろなり、然きどもこそを以て安んず可らず、世
界の進歩ハ、駿々とと日夜ふ已むことあけ
れど、我の武勇を惜みて彼を侮るハ、愚なり、常
に義勇鍛練磨して、祖先傳來の美風を發揚を
べし、

今や文武獻聖天皇陛下、躬づから海陸軍の
元帥とあらせたまひ、國民擧げて皆兵たる比
制度を立て、我の國特有の美風を宇内小發揚
し給ふ、國民たるより、豈歡喜慶賀せざるべけ
んや、明治十五年一月四日、軍人ふ下し賜ひし
勅諭を左に掲げて、大御心の至仁なるを示し、
以て深く國人の義勇を勵まさんとし、

勅諭

我國ノ軍隊ハ、世々天皇ノ統率シ給フ所ニゾア
ル、昔神武天皇躬ヅカラ大伴物部ノ兵ドモヲ率

井、中國ノマツロハ又モノドモヲ討チ平ゲ給ヒ、
高御座ニ即カセラレテ、天下シロシメシ給ヒシ
ヨリ、二千五百有餘年ヲ經ヌ、此ノ間、世ノ様ノ移
リ換ルニ隨ヒテ、兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ、古ハ
天皇躬ヅカラ軍隊ヲ率井給フ御制ニテ、時アリ
テハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレ
ド、大凡兵權ヲ臣下ニ委子給フコトハナカリキ、
中世ニ至リテ、文武ノ制度、皆唐國風ニ倣ハセ給
ヒ、六衛府ヲ置キ、左右馬寮ヲ建テ、防人ナド設ケ
ラレシカバ、兵制ハ整ヒタレドモ、打續ケル昇平

ニ狃レテ、朝廷ノ政務モ、漸文弱ニ流レケレバ、兵
農オノヅカラニ分レ、古ノ徵兵ハ、イツトナク
壯兵ノ姿ニ變リ、遂ニ武士トナリ、兵馬ノ權ハ、一
向ニ其ノ武士ドモノ棟梁タル者ニ歸シ、世ノ亂
ト共ニ、政治ノ大權モ、亦其手ニ落キ、凡七百年ノ
間、武家ノ政治トハナリヌ、世ノ様ノ移リ換リテ
斯ナレルハ、人力モテ挽回スベキニアラズトハ
イヒナガテ、且ハ我國體ニ戾リ、且ハ我祖宗ノ御
制ニ背キ奉リ、淺間シキ次第ナリキ、降リテ弘化
嘉永ノ頃ヨリ、徳川ノ幕府其政衰ヘ、剰外國ノ事

ドモ起リテ、其悔ヲ受ケヌベキ勢ニ迫リケレバ、
朕ガ皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、イタク宸襟ヲ
惱シ給ヒシコソ、忝クモ又惶ケレ、然ルニ朕幼ク
シテ天津日嗣ヲ受ケシ初、征夷大將軍其政權ヲ
返上シ、大名小名其版籍ヲ奉還シ、年ヲ經ズシテ
海内一統ノ世トナリ、古ノ制度ニ復シヌ、是文武
ノ忠臣良弼アリテ、朕ヲ輔翼セル功績ナリトイヘ
ドモ、併我臣民人、其心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ、大義ノ
重キヲ知レルガ故ニコソアレ、サレバ此時ニ於

テ兵制ヲ更メ、我國ノ光ヲ輝サント思ヒ、此十五
年ガ程ニ、陸海ノ制ヲバ今ノ様ニ建定メヌ、夫レ
兵馬ノ大權ハ、朕ガ統ブル所ナレバ、其司々ヲコ
ソ臣下ニ任ズルナレ、其大綱ハ、朕親之ヲ攬リ、肯
テ臣下ニ委ヌベキモノニアラズ、子子孫孫ニ至
ルマデ、篤ク斯旨ヲ傳ヘ、天子ハ文武ノ大權ヲ掌
握スルノ義ヲ存シテ、再中世以後ノ如キ失體ナ
カランコトヲ望ムナリ、朕ハ汝等軍人ノ大元帥
ナルゾ、サレバ朕ハ汝等ヲ股肱ト賴ミ、汝等ハ朕
ヲ頭首ト仰ギテゾ、其親ハ特ニ深カルミキ、朕が

國家ヲ保護シテ、上天ノ恵ニ應ジ、祖宗ノ恩ニ報イマ井ラスルコトヲ得ルモ得ザルモ、汝等軍人ガ、其職ヲ盡スト盡サヅルトニ由ルゾカシ、我國ノ稜威振ハザルコトアラバ、汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ、我武維揚リテ、其榮ヲ輝サバ、朕汝等ト其譽ヲ偕ニスベシ、汝等皆其職ヲ守リ、朕ト一心ニナリテ、力ヲ國家ノ保護ニ盡サバ、我國ノ蒼生ハ、永ク太平ノ福ヲ受ケ、我國ノ威烈ハ、大ニ世界ノ光華トモナリヌベシ、朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレバ、猶訓諭スベキ事コソアレ、イデヤ

之ヲ左ニ述ベム、

一軍人ハ、忠節ヲ盡スヲ本分トスベシ、凡生ヲ我國ニ稟クルモ人、誰カ國ニ報エルノ心ナカルベキ、况シテ軍人タラン者ハ、此心固カラデハ、物ノ用ニ立チ得ベシトモ思ハレズ、軍人ニレテ、報國ノ心堅固ナラザルハ、如何程技藝ニ熟シ、學術ニ長ズルモ、猶偶人ニヒトシカルベシ、其隊伍モ整ヒ、節制モ正クトモ、忠節ヲ存セザル軍隊ハ、事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同ジカルベシ、抑國家ヲ保護シ、國權ヲ維持スルハ、兵力ニ

アレバ、兵力ノ消長ハ、是國運ノ盛衰ナルコト
ヲ辨ヘ、世論ニ惑ハズ、政治ニ拘ハラズ、只々一
途ニ己ガ本分ノ忠節ヲ守リ、義ハ山嶽ヨリモ
重久、死ハ鴻毛ヨリモ輕レト覺悟セヨ、其操ヲ
破リテ不覺ヲ取り、汚名ヲ受クルナカレ、
一軍人ハ、禮義ヲ正クスベシ、凡軍人ニハ、上元帥
ヨリ、下一卒ニ至ルマデ、其間ニ官職ノ階級ア
リテ、統屬スルノミナラズ、同列同級トテモ、停
年ニ新舊アレバ、新任ノモノハ、舊任ノモノニ
服從スペキモノゾ、下級ノモノハ、上官ノ命ヲ
承ルコト、實ハ眞ニ朕ガ命ヲ承ル義ナリト心
得ヨ、己ガ隸屬スル所ニアラズトモ、上級ノモ
ノハ勿論、停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ、
總ベテ敬禮ヲ盡スベシ、又上級ノモノハ、下級
ノモノニ向ヒ、聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルベカラ
ズ、公務ノ爲ニ、威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナ
レドモ、其外ハ、務メテ懇ニ取扱ヒ、慈愛ヲ專一
ト心掛け、上下一致レテ、王事ニ勤勞セヨ、若軍
人タルモノニシテ、禮義ヲ棄リ、上ヲ敬ハズ、下
ヲ恵マズシテ、一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ、

雷ニ軍隊ノ蠹毒タルノミカハ、國家ノ爲ニモ、
ユルシ難キ罪人ナルベシ。

一軍人ハ、武勇ヲ尚ブベシ、夫武勇ハ、我國ニテハ、
古ヨリイトモ貴ベル所ナレバ、我國ノ臣民タ
ランモノ、武勇ナクテハ叶フマジ、況シテ軍人
ハ、戰ニ臨ミ敵ニアタルノ職ナレバ、序時モ武
勇ヲ忘レテヨカルベキカ、サハアレ武勇ニハ、
大勇アリ、小勇アリテ、同ジカラズ、血氣ニハヤ
リ、粗暴ノ振舞ナドセシハ、武勇トハ謂ヒ難シ、
軍人タランモノハ、常ニ能ク義理ヲ辨ヘ、能ク
キコトニコソ、

膽力ヲ練リ、思慮ヲ殲シテ事ヲ謀ルベシ、小敵
タリトモ侮ラズ、大敵タリトモ懼レズ、己ガ武
職ヲ盡サンコソ、誠ノ大勇ニハアレ、サレバ此
勇ヲ尚ブモノハ、常々人ニ接スルニハ、溫和ヲ
第一トシ、諸人人ノ愛敬ヲ得ムト心掛けヨ、由ナ
キ勇ヲ好ミテ、猛威ヲ振舞ヒタラバ、果ハ世人
モ忌嫌ヒテ、豺狼ナドノ如ク思ヒナム、心スペ
キコトニコソ、

一軍人ハ、信義ヲ重ンズベシ、凡信義ヲ守ルコト、
常ノ道ニハアレド、ワキテ軍人ハ、信義ナクテ

ハ、一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カ
ルベシ、信トハ己ガ言ヲ踐行ヒ、義トハ己ガ分
ヲ盡スヲイフナリ、サレバ信義ヲ盡サムト思
ハゞ、始ヨリ其事ノ成シ得ベキカ、得ベカラザ
ルカヲ審ニ思考スベシ、朧氣ナル事ヲ假初二ニ
諾ヒテ、ヨレナキ關係ヲ結ビ、後ニ至リテ信義
ヲ立テントスレバ、進退谷リテ、身ノ措キ所ニ
苦ムコトアリ、悔ユトモ其詮ナシ、始ニ能々事
ノ順逆ヲ辨ヘ、理非ヲ考ヘ、其言ハ所詮踐ムベ
カラズト知リ、其義ハトテモ守ルベカラズト

悟リナバ、速ニ止ルコソヨケレ、古ヨリ或ハ小
節ノ信義ヲ立テントテ、大綱ノ順逆ヲ誤リ、或
ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ、私情ノ信義ヲ守リ、
アタラ英雄豪傑ドモガ、禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ、屍
ノ上ノ汚名ヲ、後世マデ遺セルコト、其例勘カ
ラヌモノヲ、深ク警メデヤハアルベキ、

一軍人ハ、質素ヲ旨トスベシ、凡質素ヲ旨トセザ
レバ、文弱ニ流レ、輕薄ニ趨リ、驕奢華靡ノ風ヲ
好ミ、遂ニハ貪汚ニ陥リテ、志モ無下ニ賤クナ
リ、節操モ武勇モ其甲斐ナク、世人ニ爪ハジキ

セラル、迄ニ至リヌベシ、其身生涯ノ不幸ナリトイフモ、中々愚ナリ、此風一タビ軍人ノ間ニ起リテハ、彼ノ傳深病ノ如ク蔓延シ、士風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌベキコト明ナリ、朕深ク之ヲ懼レテ、曩ニ免黜條例ヲ施行シ、略此事ヲ誠メ置キツレド、猶モ其惡習ノ出シコトヲ憂ヒテ、心安カラ子バ、故ニ又之ヲ訓フルゾカシ、汝等軍人、エメ此訓誠ヲ等閑ニナ思ヒソ、

右ノ五箇條ハ、軍人タランモノ、暫モ忽ニスベカラズ、サテ之ヲ行ハンニハ、一ノ誠心コソ大切ナレ、抑此五箇條ハ、我軍人ノ精神ニシテ、一ノ誠心ハ、又五箇條ノ精神ナリ、心誠ナラザレバ、如何ナル嘉言モ善行モ、皆ウハベノ裝飾ニテ、何ノ用ニカハ立ツベキ、心ダニ誠アレバ、何事モ成ルモノゾカシ、况シテヤ五箇條ハ、天地ノ公道、人倫ノ常經ナリ、行ヒ易ク守リ易シ、汝等軍人、能ク朕ガ訓ニ遵ヒテ、此道ヲ守リ行ヒ、國ニ報ユルノ務ヲ盡サバ、日本國ノ蒼生、舉リテ之ヲ悦ビナン、朕一人ノ憚ノミナランヤ、

平重盛

平治元年、藤原信賴、源義朝等、亂を起して大内に據り、暴威を洛中ふ振ひけり。此時、平重盛も、其の父清盛とともに家人平家貞等はづか小五十人をあたうへて、熊野に詣でんとて、切部に至りけるふ。六波羅より使者馳來りて、昨夜信賴義朝等亂を起して、少納言信西を殺し、主上と上皇とを幽したてまつれりと告ぐ。清盛大ふ愕きてせんかとを失ひ、いかふせばよけん。熊野へ到りて、これをさかるべきりと周章しけるふ。重盛ハ毫も噪げる色なくて、



武臣 天子の急ふ

くに、何の猶豫うあるべきといふ。清盛聞きて、重盛の言理をれども、甲冑だふおき哉、いかゞハせんとありけりば。家貞進み出でて、僕豫めかゝる事もあらんとて、甲冑をもたらせ侍りとて、荷物の中

よりこれを取出でたり、然るに清盛ハ猶恐怖
や止ざりけん、彼ハ衆くして我を寡しあむら
く四國の邊小敵を避けて、再舉をはうらんハ
いかふといふ。此の時、重盛眉を揚げて、機を失
ふべからば、我もし彼を伐たずば、彼かあらず
我を伐つべー、我兵寡くして敗を取ることも、何
の耻辱うあらん。今日の事一死あるのみ、とい
ひけきバ、清盛もこれふ勵されて、急ぎ馳歸り、
竟ふ信頼義朝を破りて、宸襟を安んドたてま
つれり。

千波湊の船人

後醍醐天皇、北條高時の請ふよりて、御心あら
ずも隱岐の行宮にまーまーし時、或る夜潛小
出雲伯者の方へ行幸し給そんとて、六條忠顯
卿ぞかり祓呑具一て、忍びて行宮を出でたま
ひ、夜の内ふ千波湊までとて歩ませたまへど
も、路も知一めさゞりけきバ、忠顯卿或家に立
寄りて、順路を尋ねるに、内より男一人出向ひ、
主上の御有様を見奉りて、痛しくや思ひ奉
りけん、御道あるべ仕り候そんとて、主上を

負ひ進らせて、千波湊小着きけり、此の男湊の中を走り廻りて、商人船を語らひ、主上を屋形の内ふ乗せ進らせてぞ歸りける、船頭も、こき尋常の人ふあらばと思ひ、忠顯卿に向ひ、畏りて、かゝる御乗船仕るハ、賤民タツミンが生涯の面目なり、何れの浦へ寄せ奉るべきとハシマ、忠顯卿、實を以て彼ふ告げ出雲伯耆の間、ハづれふても便宜の所に寄せ奉れとありけり、船頭世ふも悦一げふ見えけり、かゝる程に、隱岐判官清高、主上を追ひ奉りてこゝふ來りけり

ば船頭、主上と忠顯卿と残船底に入を奉りて、其の上ふ乾魚ふどの入りたる俵を取り積みて、あらぬ顔して居たりけり、程なく追手の船追付きて、船の内を捜しけども、見出し奉らざりければ、モノ怪しき船や通りつると問ふよ、今夜千波湊を出で候ひつる船ふ、冠したる人と烏帽子着たる人と、二人乗り給ひぬ、其の船今ハ五六里も走りめらん、といひ欺きて返しけり、其の後、御船も、恙あく伯耆名和港に着きけりば、主上ハ之より船上山へ入らせ

給ひけり、

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ、

前ふもちぞしば説けるがごとく、我グ國は、
皇祖の開かせたまひーより、幾億萬年の後ま
でも、一系の皇統、これを治しめをべき國土に
して、其の皇運ハ、天地と共にふ窮キ、然もあれ
ど、天地小風水の虞あるグごとく、天壤無窮の
皇運も、時ふ或ハ一盛一衰の變ふーとも申し
うたけきを、國民たるすのハ、忠孝友和信とは
務めずばあるべうらば、

じめ上ふ宣せる諸徳を修めて、以て此のめで
たき皇運を扶けたてまつり、國威のますまに
隆盛ふ、國光のいよいよ炳耀たるづきこと哉、
務めずばあるべうらば、

是ノ如キハ、獨リ朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラ
ズ、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯揚スルニ足ラン、

我グ國體も、萬世一系の 皇室上にまゝまし
て、國民を憐ませたまひ、國民もまゝ、祖先以來
數十年の間、御恩澤を蒙りて、忠義之心いよい

もあつく、君民の情誼、萬古ふたりてかをることなし、これ世界萬國にをぐきくる所なり。此の忠義にあつきところ、即ち我等祖先の遺風なり。

故小我等、よく忠孝友和信以下の諸徳を修め行ひて怠らざれど、上天皇陛下に對し奉りて、忠良の臣民たることを失もざるのみならず、又我ダ祖先の遺風を揚ぐるに足りて、忠孝兩ふうら完うるべし、これ此の項の聖旨からん、勉むべし、勵むべし。

斯ノ道ハ實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫ノ俱ニ遵守スベキ所、

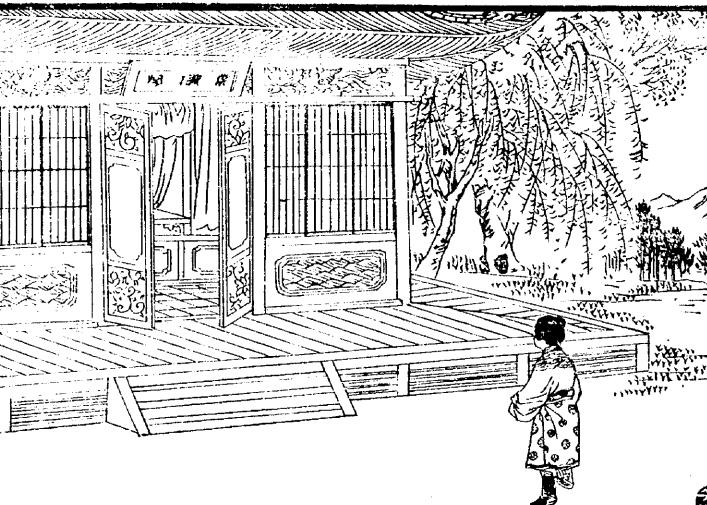
斯の道とい、忠孝友和信以下の修身の教をのたまへり、さて、其の故ハ、御代御代也、皇上、大御心を注ぎたまひて、御子孫不訓へ、臣民を導きせたまひとるよりのふーて、國體是よりて善美に、國俗是よりて淳厚なり、されど畏けきども、上ハやんごとふき御ごくより、下そ億兆臣民ふ至るまで、堅くこれを遵守した

之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ恃ラズ、

古と今とを比較それを、風俗慣習の同じからざるより甚多し、然きども忠孝友和信等修身の道ふたりてハ、決して古今比別あることふし、又我ガ國と外國とを比較すきバ、國體人情もとより差違あるべけきども、斯の修身の教ハ世界萬國何の國何の地不施してり行えれざらん、實に一定不變、萬代不易の大義なり。我ガ國古今の事例ハ、既不之を説けり、今外國に就きて、二三の事例を示をべし。

文天祥

文天祥ハ宋朝の忠臣なり、其の童子たりし時、鄉の祠堂に祀れる歐陽修・胡詮等の肖像、皆忠節の謚あるを見て、死にて此の間に祀られざるハ、丈夫の耻づる所なり、といへり。德祐のじめ、元の大兵、三道より侵入へて、宋朝殆かりけきば、天下に詔して勤王の兵を募りしに重



臣宿將かれが威勢を
怖れて、其の募不應ず
るゝのあし天祥獨詔
を奉じ孤兵を率ゐて
これに赴くんとほ、其
の友これを止めて、か
くる小勢ふて彼の大
軍に當らんこと、これ
孤羊を驅りて群虎の
中に投ぞるがごとし。

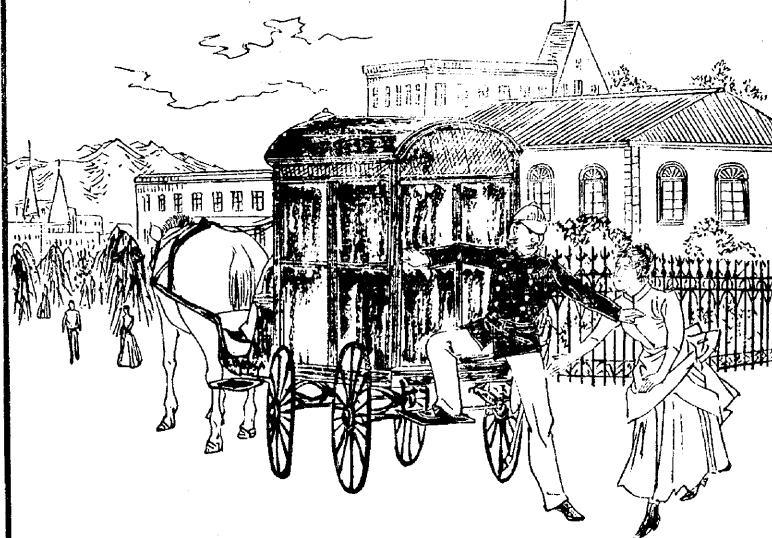
といひけまば、天祥聞きもあへば、我もまとこ
れを知らざるふハあらず、然きども、朝廷急あ
りて兵を徵したまふに、一人一騎のこれふ應
ざるきのなーと聞けり、故ふ自ら力をそから
ず身を以てこれよ徇ひ、忠臣義士の、我グ風を
聞きて起るゝのあらんこと哉希ふなり、とい
ひ棄てゝ立出でけり、斯くて闕ふいたりて、敵
を防ぐ策を奏し、死を以て宗廟をまもらんと
請ひけれども、丞相陳宜中これを聽さず、太皇
大后を勧めて元ふ降きり、然れども、天祥ハ、毫

も其の志を屈せず、艱難辛苦を嘗めて、宋帝の子益王をもとめて、位下福州よりうしめ、己の樞密使となりて、四方の豪傑をまねき、頻に元兵と戦ひ一が時運利なくして、宋兵大敗れ、天祥も虜とあきり、元主及其の將相等、皆天祥の忠節を重んじけきば、切にこれを降らしめんとしけれども、天祥敢て從そざりけきば、已むこと残得ぞ一て、遂にこれを殺せり、天祥刑ふ就く時、從容として南に向ひ、我ダ事畢りぬといひて、再拜して死せり、

マデモイセル

佛蘭西國のマデモイセルハ、孝心ふかき女あり、其の父、事に坐して拘囚せられけきば、女、悲歎ふ堪へず、晝夜其の側ふ侍して泣き暮せり、然るに、父モライオソスの獄舎より、コンサー・ゲリーの獄舎に移さるゝこと、なりけきば、女、ますます泣き悲みて、父とともに囚車ふ乗りて隨ひ行かんこと、残乞ひけきども、法令の禁ずる所なりとて、允されざりけれども、徒步して囚車にあたゞひ、百二三十里の遠路を往きて

けり、其の間、晝ハ父のため小食をもとめ飲をたづね、夜も、父が獄舎の寒氣を防ぐんとて、曾て見知らぬ人々に就きて、彼が身を被ふほどの布衾を乞ひなど、其の辛苦いをんかたふー、かくてコンサーティーふ達しけ



るに女ハ、獄舎の門に入るを禁せられけり。父と共に、幽囚壯苦せ受けんとの期望ハ絶えたれども、其の孝心は益かたくして、貴顯紳士の間を奔走し、百方父の赦免を哀願しけり。此女ハ、孝心、かくの如くなりけれども、其の後三月を経て、父竟に赦されぬ、女大喜び、急ニ父を導きて家に歸らんとすきど、日夜の辛勞一時ふ發して、遂に病子臥しけり、官聞きて大不之を憐み、直子父を出一て、女を看護せしめしに、女ハ、己の命を抛ちて、父の拘囚を救ひしる

喜びを語りて、程よく失せなければ、類をくふき孝女といふべし。

李勣

唐の李勣は、よく友愛の道を盡し、人なり、其の身宰相の貴きに任じ、威權一世の赫奕たる小、其の姉病めぞ、かならば親ら火を吹き粥を煮て、これを進めけり、或る時姉のために粥を煮んとて、過ちて其の鬚を焼きけきぞ、姉見て、我づ家僕婢少からず、あどて自ら苦勞するとの甚しきや、と言へど、李勣鬚残撫であがら、

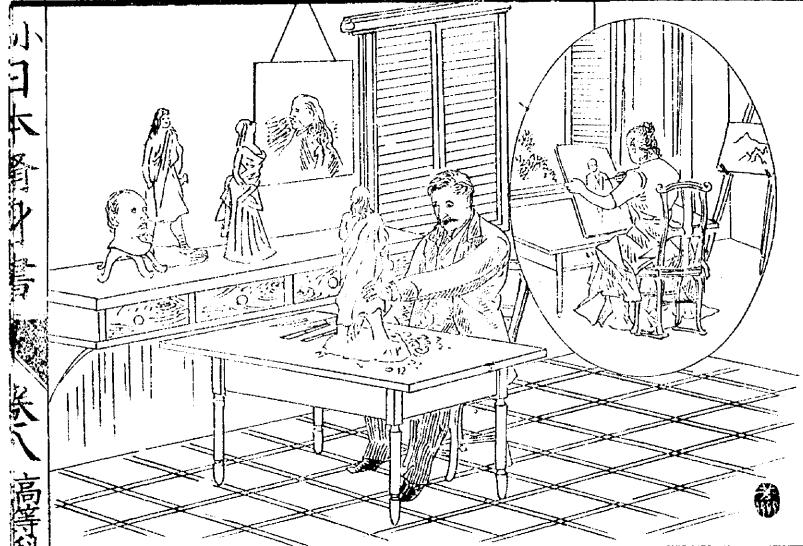
誠ふ姉君の宣ふごとくなれども、姉君も年老いたまひ、勣もまた老いぬきば、姉君のために粥を煮ることも、長くいたゞ不得ざるべし、これをおもへ有何の辛勞うあらん、勣はこれを上なき樂とし侍りと云へり、

デヨンフラツクスマン夫婦

デヨンフラツクスマンは、英國の名高き彫像師なり、はじめハ甚貪しくして、生計ふも苦しむほどありしかど、アーンといふ賢女を娶り、其の助ふよりて、竟ふ名を揚げ家を起しけり、

アーネも、性柔順ふにて、才藝人ふそぐれ、技術文學の嗜好さへありけきば、よく家政を修めて、夫は彫刻の材料とるべき圖畫を制し、又往復の書信を裁くるなど、夫をして家事代顧みて、其の業を怠ることあらしめき、されど、夫は専ら心代我グ業ふこめて、其の技術大ふ進みけり、或人デヨンに向ひて、足下このごろ妻を迎へたりと聞けり、果して然らば、足下の業ハ、もとや進まざるべし、といひけきバ、デヨンこれをアーネに告げて、且いひけるも、彼ハ

我を辱しめ一がごと
くなれども、却りて我
をして業代遂げ一む
る志を興さしめたる
そのなり、我常に、今之
世ふて勝れくる技藝
家とならんふも、早晚
以太利ふ遊學せばば
あるべからばと思ひ
たれば、今より一層節



儉を勤めて、旅費貯貯蓄し、此の志を遂げて、婚姻も人の志業に妨ふきのみならば、却りて補益あること誠人ふ知ら一めんといへば、アーンを喜びて、夫の志を賞賛し、夫婦心を一ふして、旅資を貯へ、俱に以太利ふいたり、同心一致して勉強し、三十八年の後、竟ふ其の志を遂げたり、其の間、アーンは、常ふ夫の傍よりてこれと補佐し、夫の名譽貯己の幸福と思ひ、切ふ勵み勉めけきバ、デヨンもふろくアーンを親愛して、其の功勞を謝しけるとなり、

范式と張劭

宋の范式と張劭とハ、同學の朋友ふーて、其の交、殆兄弟のごとく親しかりけり、或る年、春、范式京師ふ上らんとて立出づる時、張劭を顧みて、今より二年の後、歸り來りて足下を訪ひ参らはべし、といひけきバ、張劭うふづきて、かぶらず待ち侍らんと答へ、互に堅く約して別れけり、かくて二年を経て、其の期日にまりけりバ、張劭くさぐさに饗應の準備をしけるを、其の母打笑ひて、汝の范式と別れしハ、二年の

前ふてありきことに京師ハ、山河を隔てゝ甚
遠けきバ、彼必前約を履みて來るや來らドや、
いと覺束かしといひけり、さきども張劭も、ふ
かく范式を信じて、かれの必來るべきことを
知りけきバ、母小向ひて、范式を信義の士あり、
必約を違へ侍らじといひける折ふし、范式欣
然と一入來りけきバ、母も且驚き且喜びて、
嗚呼、我そ好兒を持ち、兒は好友を得たりとて、
張劭とともに大ふ彼を饗應して、互に歡を盡
しけり、

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセ
シコトヲ庶幾ス

斯の道ハ古今中外を問フば、一定不變の大道
なれど、我ゲ聖上ハ、かく我等人民小聖諭を
賜ふのみからば、畏くも御躬づから率先して、
これを服膺したまひ、以て億兆を導かせたま
そんと宣へり、御盛徳のほど、いかで仰ぎ尊み
たてまつらざらん、畏けきども、聖上を以て
師表と仰ぎたてまつり、一意に聖旨絶奉體し

て、身を修め家を齊へ、至仁至慈ある大御心に
答へたてまつるべし、是我等臣民たるより、
上小事へまつる本分なり、

いざ子どもたもわざなせそ、天地の、
かとめしくにぞ、やまとしまねは、

山はさけ、海もあせなん、世ありとも、

君にふたごゝろ、我があらめやも、

小日本脩身書卷八 終

明治二十六年九月五日印刷
全 年九月十日發行

定價金六錢五厘

編述者 稲垣千穎

東京市下谷區中御徒町二丁目二番地

發行兼 印刷者 三浦源助

岐阜縣岐阜市米屋町廿二番戸

版權所有

賣捌所

成美堂支店

東京市日本橋區本村町二丁目二番地

代理店

石井鉤三郎

大阪市東區備後町四丁目

